

## ギリシャ入国後の行動制限措置延長

ギリシャ政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のとおり官報に掲載したので、お知らせします。

### ギリシャ入国後の行動制限措置の延長(6月15日12時まで)

・海外からギリシャに入国した際の自宅やホテルにおける隔離措置は、6月15日12時まで延長する。

(隔離措置の期限について、ギリシャ外務省は、「6月14日まで」と発表しておりますが、5月31日付の官報には、「6月15日12時まで」と掲載しています。)

・隔離期間は、7日間(以前は14日間)。入国時のPCR検査で陽性反応が出た場合は14日間隔離となる。

・当局は、隔離実施場所を指定することができる他、入国者に隔離場所を報告させることができる。

・ギリシャに住居のない者は、友人・知人、親族の自宅、またホテル等に滞在する。

・違反者には5,000ユーロが科せられる。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)